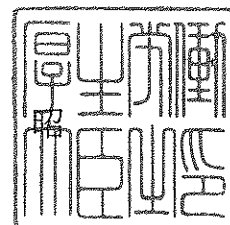


厚生労働省発食安1120第9号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長 妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

エタボキサム

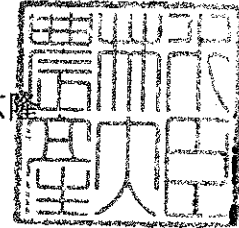




21消安第9092号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 赤松 広隆



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第23条において準用する旧法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の輸入の承認をすること。

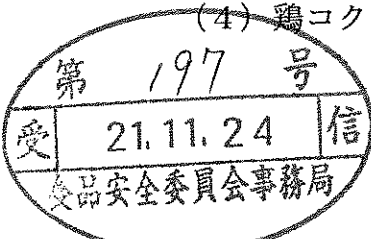
豚インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン
（フルシユア ER）

- 2 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

- (1) ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ドラクシン）
- (2) ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤
（マリンディップ）

- 3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査すること。

- (1) 鶏伝染性ファブリキウス嚢病（抗血清加）生ワクチン（バーサ・BDA）
- (2) 豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研”、ピッグウイン-EA）
- (3) マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（レスピフェンドMH）
- (4) 鶏コクシジウム感染症（ネカトリックス）生ワクチン
（日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン（Neca））

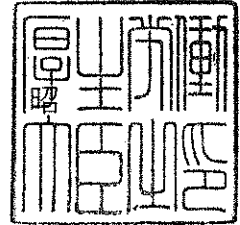




厚生労働省発食安1120第3号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成21年11月20日付け21消安第9093号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成21年11月20日付け21消安第9092号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

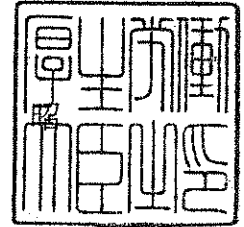
豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン



厚生労働省発食安1120第2号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成21年11月20日付け21消安第9093号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成21年11月20日付け21消安第9092号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ツラスロマイシン

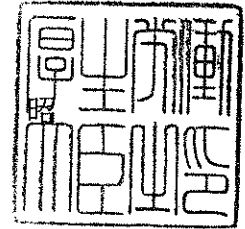


大

厚生労働省発食安1120第4号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成21年11月20日付け21消安第9093号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成21年11月20日付け21消安第9092号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ピルビン酸メチル

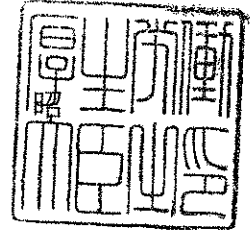




厚生労働省発食安1120第5号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、同法第24条第1項第8号の規定に基づき、平成21年11月20日付けで、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

鶏伝染性ファブリキウス嚢病（抗血清加）生ワクチン

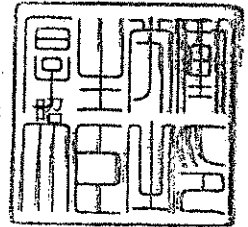


大

厚生労働省発食安1120第6号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

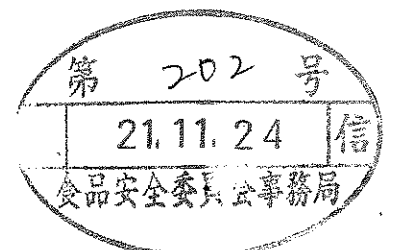
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、同法第24条第1項第8号の規定に基づき、平成21年11月20日付けで、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

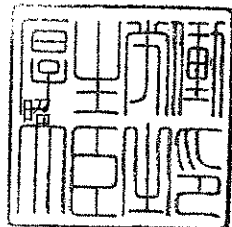




厚生労働省発食安1120第7号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、同法第24条第1項第8号の規定に基づき、平成21年11月20日付けで、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

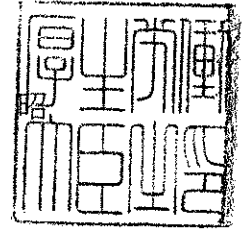
マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジユバント加）不活化ワクチン



厚生労働省発食安1120第8号
平成21年11月20日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、同法第24条第1項第8号の規定に基づき、平成21年11月20日付けで、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

鶏コクシジウム感染症（ネカトリックス）生ワクチン



食品健康影響評価の審議状況

(平成21年11月25日現在)

| 区分 | 要請件数 | | 合計 | 評価終了 | | 意見 募集中 | 審議中 |
|----------------------------|-------------|------|------|-------------|-----|-----------|-----|
| | うち 21年度分 | 自ら評価 | | うち 21年度分 | | | |
| 添加物 | 96 | 4 | 96 | 85 | 8 | 0 | 11 |
| 農薬 | 494 | 19 | 494 | 285 | 43 | 17 | 192 |
| うちポジティブリスト関係 | 191 | 2 | 191 | 102 | 18 | 8 | 81 |
| うち清涼飲料水 | 93 | 0 | 93 | 19 | 2 | 2 | 72 |
| うち飼料中の残留農薬基準 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 動物用医薬品 | 288 | 23 | 288 | 237 | 20 | 3 | 48 |
| うちポジティブリスト関係 | 63 | 0 | 63 | 40 | 7 | 1 | 22 |
| 化学物質・汚染物質 | 55 | 1 | 57 | 36 | 7 | 0 | 21 |
| うち清涼飲料水 | 48 | 0 | 48 | 29 | 5 | 0 | 19 |
| 器具・容器包装 | 7 | 0 | 7 | 4 | 0 | 0 | 3 |
| 微生物・ウイルス | 4 | 0 | 5 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| プリオン | 11 | 0 | 13 | 11 | 0 | 0 | 2 |
| かび毒・自然毒等 | 4 | 0 | 6 | 4 | 0 | 0 | 2 |
| 遺伝子組換え食品等 | 99 | 15 | 99 | 83 | 11 | 1 | 15 |
| 新開発食品 | 62 | 0 | 62 | 62 | 8 | 0 | 0 |
| 肥料・飼料等 | 74 | 2 | 74 | 28 | 2 | 0 | 46 |
| うちポジティブリスト関係 | 35 | 0 | 35 | 6 | 2 | 0 | 29 |
| 動薬・肥飼料・微生物合同 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 新開発・添加物合同 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 食品による窒息事故に関する ワーキンググループ | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 1197 | 65 | 1204 | 841 | 100 | 21 | 342 |

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成21年11月25日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

| 接受日 | 要請元 | 食品健康影響評価の対象 |
|----------|-----|---|
| 15/ 7/ 3 | 厚 | 清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質) |
| 15/12/ 8 | 農 | 飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※ |
| 16/ 7/ 2 | 農 | 蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※ |
| 16/10/29 | 農 | 動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)(耐性菌関連) |
| 16/12/16 | - | 微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス) ◎ 3 |
| 16/12/24 | 厚 | 農薬 スピノサド |
| 17/2/14 | 厚 | 農薬 ジコホール |
| 17/3/28 | 厚 | 添加物 リン酸一水素マグネシウム |
| 17/4/11 | 厚 農 | 動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤 |
| 17/6/21 | 厚 | 添加物 ポリビニルピロリドン |
| 17/8/5 | 厚 農 | 動物用医薬品 ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))、スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G) |
| 17/8/15 | 厚 | 添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、ケイ酸マグネシウム |
| 17/8/25 | 厚 | 農薬 1-メチルシクロプロペン |

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

| 接受日 | 要請元 | 食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象 |
|----------|-----|---|
| 17/9/13 | 厚 | 動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、ドラメクチン、ホスホマイシンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム |
| 17/9/20 | 厚 | 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※ |
| 17/12/19 | 厚 | 動物用医薬品 スピノサド |
| 18/4/24 | 農 | 動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散) |
| 18/5/9 | 厚 | 農薬 ホルペット |
| 18/5/22 | 厚 | 添加物 サッカリンカルシウム、 |
| 18/5/22 | 厚 | 農薬 ヨウ化メチル |
| 18/7/18 | 厚 | 農薬 (アズキシストロビン、ジコホール、ホルペット、スピノサド) ☆ |
| 18/7/18 | 厚 | 動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメトプリム、ホスホマイシン、メロキシカム、スピノサド) ☆ |
| 18/9/4 | 厚 | 農薬 フルアジナム☆ |
| 18/9/4 | 厚 | 動物用医薬品/飼料添加物 タイロシン ☆ |
| 18/10/16 | 厚 | 動物用医薬品 ノルフロキサシン☆ |
| 18/11/6 | 厚 農 | 動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)、 |
| 18/12/19 | 厚 | 農薬 フリラゾール☆、ラクトフェン☆ |
| 18/12/19 | 厚 | 動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆、 |
| 19/1/15 | 厚 | 農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆ |
| 19/1/15 | 厚 | 動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆ |
| 19/2/6 | 厚 | 添加物 乳酸カリウム |
| 19/2/6 | 厚 | 農薬 スピロキサミン☆ |

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

| 接受日 | 要請元 | 食品健康影響評価の対象 | |
|----------|-----|--|---|
| 19/2/6 | 厚 | 動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆、セファレキシム☆、レバミゾール☆ | |
| 19/3/6 | 厚 | 農薬 プロバルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、チジアズロン☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロメチル☆、フルアジナム | |
| 19/3/6 | 厚 | 飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆、モネンシン☆ | 2 |
| 19/3/6 | 厚 | 動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、クラブラン酸☆、ジシクラニル☆、メベンダゾール☆ | |
| 19/3/22 | 厚 | 動物用医薬品 スルファチアゾール☆、クロルスロン☆、スルファジメトキシム☆、スルファモノメトキシム☆ | 4 |
| 19/4/10 | 厚 | 農薬 イソキサフルトール☆、 | 1 |
| 19/4/10 | 厚 | 農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆ | 2 |
| 19/5/17 | - | 我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎ | |
| 19/5/22 | 厚 | 動物用医薬品フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆、リファキシミン☆ | 3 |
| 19/6/5 | 厚 | 農薬 イマザピックアンモニウム塩☆、イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロメチル☆、スルフェントラゾン☆ | 5 |
| 19/6/26 | 厚 | 農薬 キャプタン☆ | 1 |
| 19/7/13 | 厚 | 農薬 グルホシネート<一部☆> | 2 |
| 19/8/2 | 厚 | 添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム | 2 |
| 19/8/6 | 厚 | 農薬 エトベンザニド、ジチアノン<一部☆>、フルシラゾール<一部☆> | 5 |
| 19/8/21 | 厚 | 農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン<一部☆> | 4 |
| 19/8/28 | 厚 | 動薬 ジクロキサシリン☆ | 1 |
| 19/10/2 | 厚 | 農薬 ジクロメジン<一部☆> | 1 |
| 19/10/12 | 厚 | 農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール | 3 |
| 19/10/30 | 厚 | 農薬 シヘキサチン、アミトロール<一部☆>、ジメタメリン<一部☆>、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆ | 6 |

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

| 接受日 | 要請元 | 食品健康影響評価の対象 | |
|----------|-----|---|----|
| 19/11/12 | 厚 | 農薬 ピリミノバックメチル | 1 |
| 19/11/27 | 厚 | 農薬 ピロキロン<一部☆> | 2 |
| 19/12/10 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統 | 1 |
| 19/12/10 | 農 | 遺伝子組換え飼料 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統 | 1 |
| 19/12/18 | 厚 | 農薬 アセトクロール☆、オキシフルオルフェン☆、ピコリナフェン☆、フルフェナセツ☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ | 6 |
| 20/2/5 | 厚 | 農薬 フェントラザミド | 1 |
| 20/3/3 | 厚 | 農薬 スピネトラム、1, 3-ジクロロプロペン<一部☆>、シクラニド☆ | 4 |
| 20/3/11 | 厚 | 農薬 アシフルオルフェン☆、アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドrameチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆、ベノキサコール☆ | 9 |
| 20/3/11 | 厚・農 | 動薬 トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MG 6/85)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(“京都微研,ポールセーバー MG)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI))、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133) | 10 |
| 20/3/25 | 厚 | 農薬 TCMTB☆、イプロバリカルブ☆、エタルフルラリン☆、塩酸ホルメタネート☆、スルホスルフロン☆、ノルフルラゾン☆、ピメロジン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆、ベンスルフロンメチル☆、ベンフルラリン☆、メプロニル☆ | 12 |
| 20/4/1 | 厚 | 農薬 アラクロール、メプロニル | 2 |
| 20/4/17 | - | 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎ | |
| 20/6/2 | 厚 | 農薬 ペンディメタリン<一部☆> | 2 |

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

| 接受日 | 要請元 | 食品健康影響評価の対象 | |
|---------|-----|---|---|
| 20/6/2 | 厚・農 | 動薬 トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トピシリン | 2 |
| 20/6/17 | 厚 | 農薬 フルミオキサジン☆ | 1 |
| 20/7/8 | 厚 | 農薬 アセフェート☆、エトプロホス☆、クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆ | 5 |
| 20/7/8 | 厚 | ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※ | 1 |
| 20/8/18 | 厚 | 農薬 ダイアジノン | 1 |
| 20/9/5 | 厚 | 器具・容器包装 カドミウム、鉛 | 2 |
| 20/9/9 | 厚 | 農薬 プロパクロール☆ | 1 |
| 20/9/12 | 厚 | 飼料添加物 エフロトマイシン☆ | 1 |
| 20/9/12 | 厚 | 飼料添加物(抗菌性物質)アピラマイシン☆ | 1 |
| 20/12/9 | 厚 | 農薬 メミノストロビン<一部☆> | 2 |
| 21/1/20 | 厚 | 農薬 フェンチオン<一部☆>、フラメピル<一部☆> | 4 |
| 21/1/30 | 厚・農 | 動薬 アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジャー10、アレンジャー30) | 2 |
| 21/2/2 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインベルターゼ | 1 |
| 21/2/3 | 厚 | 農薬 エチクロゼート<一部☆> | 2 |
| 21/2/3 | 厚 | 農薬/動薬 ホキシム☆ | 2 |
| 21/2/9 | 厚 | 農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、トリアゾホス☆、フェンプロピモルフ☆、バナラキシル☆、ホレート☆ | 9 |
| 21/2/23 | 厚・農 | 遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料) | 2 |

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

| 接受日 | 要請元 | 食品健康影響評価の対象 | |
|----------|-----|---|---|
| 21/3/3 | 厚 | 動薬 モネパンテル | 1 |
| 21/3/10 | 厚 | 動薬 セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆、プリフィニウム☆ | 5 |
| 21/3/10 | 厚 | 飼料添加物(抗菌性物質) ビコザマイシン☆ | 1 |
| 21/3/19 | - | オクラトキシンA、デオキシニバレノール及びニバレノール、食品中のヒ素◎ | 3 |
| 21/3/24 | 厚 | 農薬 ピリダリル、メコナゾール、トリフルラリン<一部☆>、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆ | 6 |
| 21/3/24 | 厚 | 動薬 アザペロン☆、フルベンダゾール☆ | 2 |
| 21/3/24 | 厚 | 農薬/動薬 ジクロロボス及びナレド☆ | 2 |
| 21/4/27 | 生* | こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について | 1 |
| 21/4/28 | 厚・農 | 遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1(食品・飼料) | 2 |
| 21/6/9 | 厚 | 農薬 アズキシストロビン、シフルメトフェン、フルオピコリド、プロピリスルフロン、メキシフェノジド、フェントエート<一部☆> | 7 |
| 21/7/3 | 厚・農 | 動薬 ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミュンN) | 2 |
| 21/8/4 | 厚 | 農薬 シエノピラフェン、スピネトラム、ピリベンカルブ | 3 |
| 21/8/31 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 ARG-No.2 株を利用して生産されたL-アルギニン | 1 |
| 21/9/10 | 厚 | 添加物 ブチルアミン | 1 |
| 21/10/6 | 厚・農 | 遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・飼料)、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(食品・飼料) | 4 |
| 21/10/27 | 厚 | 農薬 シアゾファミド、チオベンカルブ、フルベンジアミド、フロニカミド、トリシクラゾール<一部☆> | 6 |
| 21/10/21 | 農 | 農薬 イミダクロプリド<飼>、クロルピリホス<飼> | 2 |
| 21/11/2 | 厚・農 | 遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統(食品・飼料)、チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統(食品・飼料) | 4 |
| 21/11/10 | 厚 | 添加物 フェネチルアミン | 1 |
| 21/11/20 | 厚 | 農薬 エタボキサム | 1 |

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

生*:内閣府国民生活局

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

| 接受日 | 要請元 | 食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象 |
|----------|-----|---|
| 21/11/20 | 厚・農 | 動薬 豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(フルシユアER)、ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)、ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)、鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン(バーサ・BDA)の再審査、豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ピッグウイン-EA)の再審査、マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活加ワクチン(レスピフェンド MH)の再審査、鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査 14 |

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

生*:内閣府国民生活局

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

| 募集期間 | 対象となる審議結果(案) | |
|----------------|---|---|
| 20/6/26～7/25 | 農薬 フルアジナム<一部☆>★ | 2 |
| 21/3/12～4/10 | 農薬 ピメロジン☆★ | 1 |
| 21/3/26～4/24 | コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★ | |
| 21/6/18～7/17 | 農薬 ピリミノバックメチル★ | 1 |
| 21/6/25～7/24 | 農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆★ | 2 |
| 21/8/27～9/25 | 農薬 1-メチルシクロプロペン★ | 1 |
| 21/9/17～10/16 | 農薬 グルホシネート<一部☆>★ | 2 |
| 21/10/1～10/30 | 添加物 イソペンチルアミン★ | 1 |
| 21/10/22～11/20 | 添加物 添加物に関する食品健康影響評価指針★ | |
| 21/10/22～11/20 | 農薬 チジアズロン☆★ | 1 |
| 21/10/22～11/20 | 動薬 ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子導入マレック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミューンN)★ | 2 |
| 21/10/29～11/27 | 農薬 フェンチオン<一部☆><清涼飲料水> | 3 |
| 21/10/29～11/27 | 動薬 レバミゾール☆ | 1 |
| 21/10/29～11/27 | 遺伝子組換え食品等 ARG-No.2 株を利用して生産された L-アルギニン | 1 |
| 21/11/5～12/4 | 農薬 メプロニル<一部☆><清涼飲料水> | 3 |
| 21/11/19～12/18 | 農薬 塩酸ホルメタネート☆ | 1 |

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度)

| 通知日 | 通知先 | 食品健康影響評価の対象 | |
|---------|-----|---|---|
| 21/4/2 | 厚 | 添加物 プロピオンアルデヒド | 1 |
| 21/4/2 | 厚 | 農薬 パクロブトラゾール<一部☆>、ミルベメクチン<一部☆> | 4 |
| 21/4/9 | 厚 | 農薬 アジムスルフロン☆ | 1 |
| 21/4/9 | 厚 農 | 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(4-91 株)(ノビリス IB4-91)の再審査 | 2 |
| 21/4/16 | 厚 | 農薬 シフルフェナミド☆、プロスルホカルブ | 2 |
| 21/4/23 | 厚 | 農薬 イプロベンホス<一部☆> | 2 |
| 21/4/30 | 厚 | 農薬 イソチアニル | 1 |
| 21/4/30 | 厚 | 新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒) | 1 |
| 21/4/30 | 厚 | 新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:仙生露顆粒ゴールド及びアガリクスK2ABPC 顆粒)※ | 2 |
| 21/5/14 | 厚 | 農薬 エスプロカルブ、スピロテトラマト | 2 |
| 21/5/14 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 GGI 株を利用して生産された L-グルタミン | 1 |
| 21/5/21 | 厚 | 添加物 6-メチルキノリン | 1 |
| 21/5/21 | 厚 | 農薬 ミクロブタニル☆、クロランスラムメチル☆ | 2 |
| 21/5/28 | 厚 | 農薬 アジンホスメチル☆ | 1 |
| 21/6/4 | 厚 | 新開発食品 グルコバスター カプセル | 1 |
| 21/6/11 | 厚 | 農薬 ジメテナミド<一部☆> | 2 |
| 21/6/18 | 厚 | 動薬 クレンプテロール☆ | 2 |
| 21/6/18 | 農 | 塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ)の再審査、塩酸クレンプテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)の再審査 | 2 |
| 21/6/25 | 厚 | 農薬 スピロメシフェン、ピフェントリン | 2 |
| 21/6/25 | 厚 | 動薬 カルプロフェン☆ | 1 |
| 21/6/25 | 厚 | 飼料添加物 ノシヘプタイド☆ | 1 |
| 21/6/25 | 厚 | 体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性※ | 1 |
| 21/6/25 | 厚 農 | 微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ)◎ | 1 |
| 21/7/9 | 厚 | 農薬 プロパモカルブ<一部☆>、農薬 メチオカルブ☆ | 3 |
| 21/7/9 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統 | 1 |
| 21/7/16 | 厚 | 添加物 フルジオキシニル | 1 |
| 21/7/16 | 農 | 農薬 フルジオキシニル☆、フルシラゾール<一部☆> | 3 |

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

| 通知日 | 通知先 | 食品健康影響評価の対象 | |
|----------|-----|--|---|
| 21/7/23 | 厚 | 添加物 亜塩素酸ナトリウム、3-メチル-2-ブタノール | 2 |
| 21/7/23 | 厚 | 農薬 クロメプロップ<一部☆>、プロチオコナゾール | 3 |
| 21/7/30 | 厚 | 農薬 ピリフルキナズン、メラクロール<一部☆、(清涼飲料水)> | 4 |
| 21/7/30 | 厚 | 動薬 カラゾロール☆ | 1 |
| 21/7/30 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 XAS 株を利用して生産されたヘミセルラーゼ | 1 |
| 21/8/6 | 厚 農 | 動薬 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))の再審査、動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症(1型-2型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン(スパキシン PCV2/スパキシン PCV2 FDAH)、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクト NB/TM) | 6 |
| 21/8/6 | 厚 | 動薬 牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤 | 1 |
| 21/8/20 | 厚 | 汚染物質 米のカドミウムの成分規格の改正 | 1 |
| 21/8/20 | 厚 | 清涼飲料水関連 クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム、総トリハロメタン | 5 |
| 21/8/27 | 厚 | 添加物 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン | 1 |
| 21/8/27 | 厚 | 農薬 ベンダイオカルブ☆、ピリミスルファン | 2 |
| 21/8/27 | 厚 | 新開発食品 ヘルシアコーヒー 無糖ブラック、ヘルシアコーヒー マイルドミルク、麦の葉うまれの食物繊維 | 3 |
| 21/9/3 | 厚 | 農薬 ビリプロキシフェン | 1 |
| 21/9/3 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ | 1 |
| 21/9/10 | 厚 | 農薬 アミスルプロム | 1 |
| 21/9/10 | 厚 農 | 動薬 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジブテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚の注射剤(インプロバック) | 2 |
| 21/10/1 | 厚 | 動薬 ケトプロフェン☆、ピペラジン☆ | 2 |
| 21/10/1 | 厚 | 動薬/飼料添加物 オラキンドックス☆ | 2 |
| 21/10/1 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グルホシネート耐性トウモロコシT25系統を掛け合わせた品種 | 1 |
| 21/10/8 | 厚 | 添加物 2-エチル-5-メチルピラジン | 1 |
| 21/10/15 | 厚 | 汚染物質 カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について | 1 |

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

| 通知日 | 通知先 | 食品健康影響評価の対象 | |
|----------|-----|--|---|
| 21/10/22 | 厚 | 農薬 キザロホップエチル<一部☆>、ペントキサゾン、トリネキサパックエチル☆ | 4 |
| 21/10/22 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統 | 1 |
| 21/10/29 | 農 | 遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統 | 1 |
| 21/11/5 | 厚 | 農薬 クロルフェナピル | 1 |
| 21/11/5 | 厚 | 遺伝子組換え食品等 GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム、PHE-No.2 株を利用して生産された L-フェニルアラニン、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統 | 3 |
| 21/11/12 | 厚 | 添加物 イソペンチルアミン | 1 |
| 21/11/12 | 農 | 遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統 | 1 |
| 21/11/19 | 厚 | 農薬 エトフェンプロックス<清涼飲料水> | 2 |

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

*印は耐性菌に関する評価を除く。 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

IV その他

| 通知日 | 通知先 | 件名 |
|---------|-----|---|
| 16/1/30 | 厚農環 | 遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方 |
| 16/3/18 | 農 | 普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方 |
| 16/3/25 | 厚農環 | 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準 |
| 16/5/6 | 厚農環 | 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方 |
| 16/8/5 | 厚農 | 特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方 |
| 16/9/30 | 農 | 家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針 |
| 17/4/28 | 厚農環 | 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方 |
| 19/9/13 | 厚農 | 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版) |
| 20/6/26 | 厚農環 | 遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準 |